

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第13号（以下「認定法第5条第13号」という）及び公益財団法人三菱財団（以下、「この財団」という）の定款第13条（報酬等）及び第27条（報酬等）の規定に基づき、この財団の役員及び評議員の報酬等並びに費用の支給の基準について定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第10条に基づき置かれる者をいう。
- (2) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この財団を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費(宿泊費を含む)、手数料などの経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の額の決定)

第3条 常勤役員に対しては、職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は別表1に基づくものとし、別途昼食費を支給することができる。
- 3 常勤役員の退職に当たっては、当該役員任期に応じ退職慰労金を支給することができる。
- 4 評議員、非常勤役員には、別表2に基づき報酬を支給することができる。

(報酬額の変更)

第4条 この財団の常勤役員の報酬額の変更は、評議員会で決定する。

(報酬の支給日)

第5条 常勤役員の報酬は、年間報酬額を定め、12等分し毎月一定の定まった日に、

月額をもって支払うものとする。

- 2 評議員、非常勤役員の報酬は、別表2に基づく各月分を毎月一定の定まった日に、月額をもって支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出があった立て替え金、積立金などを控除して支給する。

(費用)

第7条 この財団は、役員及び評議員がその職務の執行に要する、交通費、通勤費、旅費（宿泊料も含む）、手数料等の実費相当額を費用として支給することができる。

- 2 常勤役員に対しては、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給することができる。

(費用の支払)

第8条 費用等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 費用等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出があった立て替え金、積立金などを控除して支給する。

(公表)

第9条 この財団は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものである。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は評議員会の決議による。

(規程の実施)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、この財団の特例民法法人の解散及び公益財団法人の設立の登記日から施行する。

(平成25年2月26日及び平成25年4月30日一部変更)

第3条第2項、第4条一部変更、第10条新設及び第10条を第11条に変更

(2019年6月13日一部変更)

第3条第1項及び第2項変更、別表1・別表2新設、第4項新設

第5条第2項新設

<別表1>

常勤役員の年額報酬	年額 12百万円
-----------	----------

<別表2>

財団からの個別の依頼に基づく職務執行の報酬	執筆・講演等各1回の依頼に基づく 職務執行につき 30,000円/回
当財団会合等に出席した場合の報酬	出席した日に限り出席日1日つき 20,000円/日